

■ 情報公開制度の運用状況 ■

【 情報公開制度 】

第1 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の目的

市政に対する理解と信頼を確保するとともに、公正で開かれた市政の実現を図ることを目的として、平成17年4月1日から、淡路市情報公開条例（平成17年淡路市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）を制定し、情報公開制度を実施しています。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会の7機関です。

(2) 公文書

請求対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものです。

(3) 請求者

誰もが、公文書の公開請求をすることができます。

(4) 公開・非公開の決定までの期間

公文書の公開の請求があった場合には、原則として請求日から15日以内に公開・非公開の決定を行います。ただし、やむを得ない理由があるときは、請求日から45日を限度として決定期間を延長できます。この場合において、期限内に決定が行われないときは、請求者は、非公開決定があったものとみなし、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。

(5) 非公開情報

情報公開条例第7条に定める次に掲げる非公開理由のいずれかに該当する情報については、公開を行うことはできません。

ア 個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報（第1号）

イ 法人等の事業活動に関する情報で、法人等の正当な利益を害するおそれのある情報（第2号）

ウ 人の生命、健康、財産等の保護、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報（第3号）

エ 法令や条例等で公にすることができないとされている情報（第4号）

オ 審議、検討又は協議に関する情報で、意思決定の中立等が不当に損なわれるおそれのある情報（第5号）

カ 事務又は事業に関する情報で、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（第6号）

(6) 部分公開

公文書の公開の請求に対して、可能な限り公文書を公開しようとする趣旨から、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とが、容易に区分して除くこ

とができるときは、部分公開を行うこととしています。

(7) 公開の方法

文書、図画及び写真は、閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録は、印刷物として出力したものの閲覧、写しの交付等その種類に応じた方法により公開します。

(8) 手数料等

公開請求に係る手数料の額は、公文書1件につき300円とし、公文書の写しを受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用の負担が必要です。

(9) 審査請求

実施機関は、公開請求に対する決定について、行政不服審査法の規定により審査請求があったときは、原則として淡路市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）の意見を聴いた上で、審査請求に対する決定等を行います。

(10) その他

市長は、毎年この制度の運用状況を公表します。

3 情報公開・個人情報保護審査会の概要

(1) 審査会の組織、運営等

審査会は、情報公開条例によって、市長の附属機関として、平成17年4月1日に設置しましたが、平成24年4月1日から情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合し、情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」といいます。）を設置しました。

令和5年4月1日からは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）等の改正に伴い、旧審査会を廃止し、新たに淡路市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年淡路市条例第2号。以下「審査会条例」といいます。）により審査会を設置しています。審査会の組織、運営等については、審査会条例、淡路市情報公開・個人情報保護審査会規則（令和5年淡路市規則第2号。以下「審査会規則」といいます。）等に定めています。

(2) 審査会の所掌事務

審査会は、次に掲げる事項を調査審議します。

ア 公文書の公開決定等又は公開請求に係る不作為に対する審査請求に関する事項

イ 情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項

(3) 審査会の委員

審査会の組織は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱した5人の委員で構成され、その任期は、3年です。

(4) 審査会の調査権限

審査会は、その権限に属する事務を行うため必要があるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係書類の提出を求めることができます。

第2 情報公開制度の運用状況

1 公文書の公開

(1) 年度別の請求状況

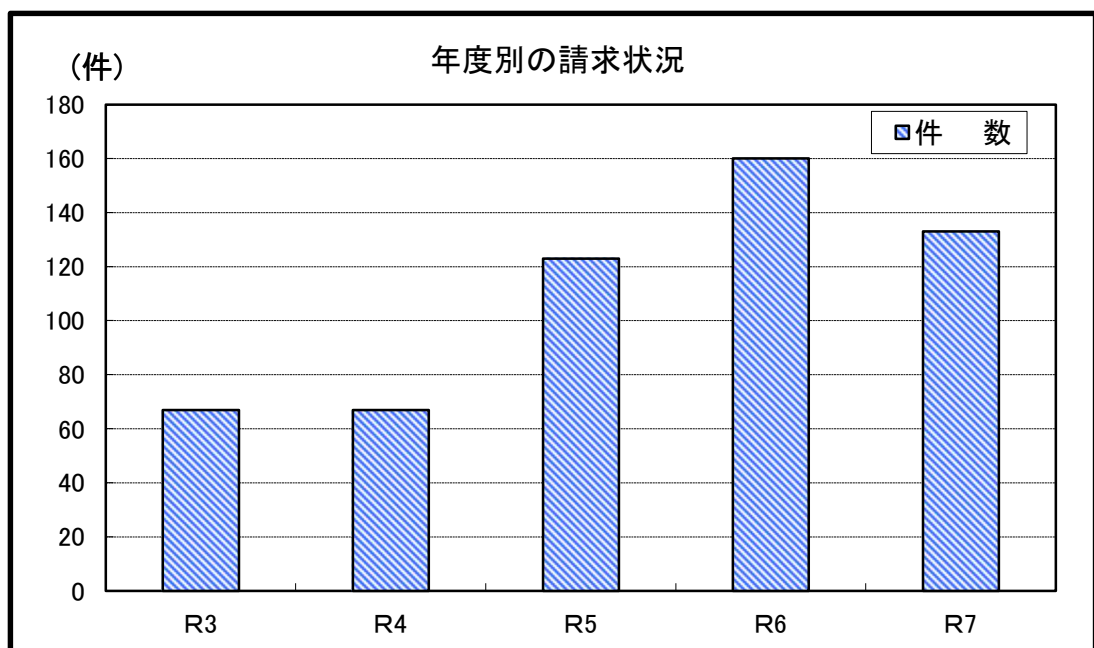
令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われた公文書の公開請求に対する年度別の請求状況は、表1及び図1のとおりです。

表1

(件数)

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累 計
件 数	6 7	6 7	1 2 3	1 6 0	1 3 3	5 5 0

図1



(2) 実施機関別の請求状況

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われた公文書の公開請求に対する実施機関別の年度別の請求状況は、表2のとおりです。

表2

(件数)

年 度 実施機関		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累計
	企 画 情 報 部	1 0	9	1 9	2 9	1 0	7 7
	総 務 部	1 1	1 6	1 2	9	1 1	5 9
	危 機 管 理 部	—	—	—	1	—	1
	市 民 生 活 部	—	1 6	3	1 0	1 3	4 2
	健 康 福 祉 部	3	7	3	4	1 6	3 3
	産 業 振 興 部	3	4	8	5	6	2 6
	都 市 整 備 部	2 9	1 1	6 2	9 1	2 9	2 2 2
	会 計 課	—	—	—	—	—	—
	計	5 6	6 3	1 0 7	1 4 9	8 5	4 6 0
教 育 委 員 会		1 1	2	1 4	6	4 6	7 9
選挙管理委員会		—	—	—	—	—	—
監 査 委 員		—	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会		—	1	2	5	2	1 0
固定資産評価審査委員会		—	—	—	—	—	—
議 会		—	1	—	—	—	1
合 計		6 7	6 7	1 2 3	1 6 0	1 3 3	5 5 0

(注) 市長部局の件数は、令和6年度現在の部局別で計上しています。

(3) 公開請求に対する処理状況

公開請求に対する年度別の処理状況は、表3のとおりです。

表3

(件数)

区分 年度	公 開	部分公開	非公開 (注1)	却 下	取下げ (注2)	計
R 3	1 7	4 2	5 (5)	—	3 (—)	6 7
R 4	1 5	4 4	5 (4)	—	3 (—)	6 7
R 5	2 1	9 2	7 (7)	—	3 (2)	1 2 3
R 6	2 1	1 3 0	4 (4)	—	5 (2)	1 6 0
R 7	5 2	6 9	1 2 (1 2)	—	—	1 3 3
累計	1 2 6	3 7 7	3 3 (3 2)	—	1 4 (4)	5 5 0

(注1) 「公文書の不存在」の場合については、非公開として処理していることから、その件数を()内書きにしています。以下同じです。

(注2) 情報提供によって、公開請求が取り下げられた件数を()内書きにしています。以下同じです。

(4) 実施機関別の処理状況

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われた公文書の公開請求に対する実施機関別の処理状況は、表4のとおりです。

表4

(件数)

実施機関		区 分	公 開	部分公開	非公開 (注1)	却 下	取下げ (注2)	計
市 長	企 画 情 報 部		—	8	2(2)	—	—(—)	10
	総 務 部		9	2	—(—)	—	—(—)	11
	危 機 管 理 部		—	—	—(—)	—	—(—)	—
	市 民 生 活 部		12	1	—(—)	—	—(—)	13
	健 康 福 祉 部		8	8	—(—)	—	—(—)	16
	産 業 振 興 部		3	3	—(—)	—	—(—)	6
	都 市 整 備 部		11	18	—(—)	—	—(—)	29
	会 計 課		—	—	—(—)	—	—(—)	—
	計		43	40	2(2)	—	—(—)	85
教 育 委 員 会			9	27	10(10)	—	—(—)	46
選挙管理委員会			—	—	—(—)	—	—(—)	—
監 査 委 員			—	—	—(—)	—	—(—)	—
農 業 委 員 会			—	2	—(—)	—	—(—)	2
固定資産評価審査委員会			—	—	—(—)	—	—(—)	—
議 会			—	—	—(—)	—	—(—)	—
合 計			52	69	12(12)	—	—(—)	133

(5) 審査請求の処理状況

年度別の審査請求の受理状況は表5、処理状況は表6及び表7のとおりです。
部分公開又は非公開の決定に対する審査請求については、あらかじめ附属機関である審査会に諮問し、その答申を尊重して決定することになっています。

表5 年度別の審査請求の受理状況

(件数)

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累計
件数	—	—	—	2	3	5

表6 審査請求の処理状況（令和3年度以降の累計）

(件数)

審 査 請 求	取下げ	決 定 済				令和7年 度 末 審議中
		却下	棄却	認 容		
				一部	全部	
5	1	1	1	1	－	1

表7 審査請求の処理状況（令和7年度分）

（件数）

審 査 請 求	令和 7 年 度 提起分	令和 6 年 度 から継続	取下げ	決 定 済				令和 7 年 度 末 審議中
				却下	棄却	認 容		
						一部	全部	
4	3	1	0	1	1	1	－	1

2 審査会（情報公開）の開催状況

（1） 審査会の状況

年度別の開催状況は表8、審査会の処理状況は表9のとおりです。

※ 令和4年度までの状況については、旧審査会によるものです。

表8 年度別の開催状況

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累計
開 催 回 数	—	1	1	—	4	6
諮問受付件数	—	—	—	1	2	3
答 申 件 数	—	—	—	—	2	2

表9 審査会の処理状況（令和3年度以降の累計）

（件数）

諮問受付 件 数	諮 問 取下げ	実施機関の 判断は妥当	非公開部分 の一部を公 開すべき	非公開部分の全 部を公開すべき	非公開決定を 取り消すべき	令和7年 度 末 審議中
3	—	1	1	—	—	1

（2） 審査会（情報公開と個人情報保護）の編成

情報公開審査会及び個人情報保護審査会は、それぞれ別の附属機関として設置していましたが、情報公開制度と個人情報保護制度は密接に関係していることから、2つの審査会の審議内容の充実を図り、審査会としての機能強化、効率的かつ効果的な審査会の運営、組織の簡素化を図る観点から、2つの審査会を旧審査会に統合し、平成24年4月1日に設置しました。

令和5年4月1日からは、個人情報保護法等の改正に伴い、旧審査会を廃止し、新たに審査会条例により審査会を設置しています。審査会の組織、運営等については、審査会条例、審査会規則等に定めています。